

○物品調達契約に係る条件付き一般競争入札の実施（秋田地域振興局建設部）

物品調達契約について次のとおり条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第16条の6第1項の規定に基づき、公告する。

令和8年 月 日

秋田県秋田地域振興局長 高橋 佐紀子

1 入札に付する事項等

- (1) 入札に付する事項
08-G254-A1 県単道路維持修繕事業 原材料購入
- (2) 購入物品の内訳
常温合材 800袋（20kg袋入り）
- (3) 購入物品の仕様等
入札説明書及び仕様書による。
- (4) 納入期限
令和8年6月19日（金）
- (5) 納入場所
秋田県秋田地域振興局建設部向浜建設機械格納庫（秋田県秋田市向浜一丁目2番2号）

2 入札に参加する者に必要な資格等

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (3) 秋田県暴力団排除条例第6条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に該当しないこと。
- (4) 国税及び秋田県税に滞納がない者であること。
- (5) 秋田県物品の製造の請負、買入れ等に係る競争入札参加資格を有すること。
- (6) 秋田県内に本社を有していること。

3 入札説明書及び仕様書等の交付

入札説明書、仕様書、契約書案、入札参加資格確認申請書、その他様式等については、令和8年5月14日（木）から令和8年5月25日（月）までの期間、秋田県公式WEBサイト「美の国あきたネット」に掲載する。

4 入札参加資格確認申請書の提出等

入札に参加しようとする者は、次により入札参加資格確認申請書等の書類を提出しなければならない。

- (1) 提出書類
ア 入札参加資格確認申請書
イ 秋田県税に滞納がないことを証する書面の写し（申請する日から3ヶ月以内のもの。）
ウ 納入物品明細書（物品の仕様がわかるもの。様式任意。）
- (2) 提出期間
令和8年5月14日（木）から令和8年5月25日（月）まで。ただし秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1項第1号に規定する県の休日を除く。
- (3) 提出時間
午前9時から午後5時まで
- (4) 提出場所
郵便番号010-0951 秋田県秋田市山王四丁目1番2号
秋田県秋田地域振興局建設部 道路整備課 道路保全チーム（電話番号018-860-3472）
- (5) 提出部数 1部
- (6) 入札参加資格の確認は、開札後に、原則として、落札者とするための確認を行う必要がある入札参加者（以下「落札候補者」という。）について行い、その他の者については、確認は行わないものとする。

- 5 入札執行の日時及び場所
令和8年5月26日(火)午後1時30分
秋田県秋田市山王四丁目1番2号 秋田県秋田地方総合庁舎 総608会議室
- 6 入札保証金
秋田県財務規則(昭和39年秋田県規則第4号)第160条から第163条までに規定するところによる。
- 7 入札書に記載する金額
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 8 その他
 - (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札の無効
秋田県財務規則第166条に規定するところによる。
 - (3) 契約書作成の要否 要
 - (4) 問い合わせ先
4(4)に同じ
 - (5) その他
詳細は、入札説明書及び仕様書による。